

# 少数株主持分の位置づけと 連結財務諸表に関する会計処理

二 村 雅 子

## はじめに

連結財務諸表における固有の表示科目として、少数株主持分（非支配持分）がある。少数株主持分は「子会社の資本のうち親会社に帰属しない部分」（企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」26項）である。

少数株主持分の連結貸借対照表における位置づけについては、資本に含めるか否かということが検討されてきた。会計において、資本と負債の境界を検討することは、収益や費用の計算に影響を及ぼすため重要である。なぜならば、ある項目が資本に分類されれば期間損益に影響を与えないことになるが、負債と分類されれば費用が計上され、期間損益に影響を与える可能性が生じるからである。連結財務諸表を作成する考え方として連結基礎概念がある。連結基礎概念においても、少数株主持分の分類は検討されてきた。

わが国における連結会計の代表的な研究としては、武田隆二『連結財務諸表』、高須教夫『アメリカ連結会計論』、山地範明『連結会計の生成と発展』、川本淳『連結会計基準論』などがある<sup>(1)</sup>。特に連結基礎概念の歴史的発展の経緯について論じている先行研究としては、小形健介「連結基礎概念の意義に関する史的アプローチ—その生成から確立まで—」と「連結基礎概念展開の帰結—Baxter=Spinneyの親会社拡張概念に焦点を当てて—」がある<sup>(2)</sup>。本稿では、少数株主持分の連結貸借対照表における位置づけについて検討を行うとともに、その位置づけを前提とした場合の会計処理への影響についての検討も行う。

## I 少数株主持分に関する議論

### 1 連結貸借対照表における表示の多様性

連結財務諸表はアメリカの会計実務において発達してきたものである<sup>(3)</sup>。初期においては、親会社はその子会社の発行済株式の全額ないしほぼ全額を所有していたため<sup>(4)</sup>、少数株主に関する議論の重要性はそれほど高くはなかった<sup>(5)</sup>。少数株主持分の表示を巡る問題、すなわち負債項目、中間項目、あるいは資本項目のいずれとして表示すべきであるかということについては、研究者や実務家たちによって、その主張や説明がわかれていた。

1948年に公刊されたNewloveの*Consolidated Statements*では、1908年から1945年までの連結財務諸表に関する150文献について広範な検討が行われている<sup>(6)</sup>。そのなかの1つの検討事項として、少数株主持分の表示がある。28文献が資本項目として、4文献が負債項目として考えら

れているが、84文献は中間項目として考えられている。

Lauderdaleの博士論文*The Accounting Status of Minority Shareholders in Consolidated Financial Statements*では、1920年代から1960年代の17文献において、少数株主持分がどのように連結貸借対照表において分類されるのかについて検討を行っている<sup>(7)</sup>。会計実務の主流は少数株主持分を疑似負債すなわち中間項目として表示する傾向があるのに対し、連結財務諸表に関する書物では、少数株主持分を連結貸借対照表の資本の部に含めて資本項目とすることが選好されていることが示されている。

Manoの博士論文*Minority Interests in Consolidated Balance Sheets*では、1960年代から1970年代までのいくつかの文献が検討されている<sup>(8)</sup>。そこでは、負債として表示するべきという意見もあるが、多くの論者はその主張を支持していないとし、いくつかの具体例があげられている<sup>(9)</sup>。

RosenfieldとRubinによって*Journal of Accountancy*に掲載された“Minority Interest: Opposing Views”は、1900年代から1980年代までについてのいくつかの文献が例示されている。1908年という初期の文献でありながら、少数株主持分を資本項目の一部として表示するというものもあれば、1981年という比較的最近のものであるにも関わらず、少数株主持分は負債の最後尾に表示されるというものもあることが示されている<sup>(10)</sup>。

## 2 連結貸借対照表における少数株主持分の表示

少数株主持分の連結貸借対照表における表示に関して記述のある文献は、その多様性を記すために具体例が表示されている。そのため、いくつかの文献については本文を引用してその論拠が説明されているものもある<sup>(11)</sup>が、論拠について全く説明されていないものもある<sup>(12)</sup>。

### (1) 資本項目として表示している文献

少数株主持分を資本と分類する理由として、連結貸借対照表の作成方法から説明しているものと親会社持分との区別から説明しているものがある<sup>(13)</sup>。

Roremによれば、親会社の子会社株式を100%所有している場合の連結貸借対照表の作成方法を説明した上で、少数株主持分が存在する場合も同様の考え方から作成できるとし、詳細な説明はなされていないが、少数株主持分は連結貸借対照表において特別な資本勘定(a special proprietorship item)として独立して表示すべきであるとする<sup>(14)</sup>。

この主張は、100%所有の場合の説明を参考にすると、次のように考えられる。親会社と子会社の個別貸借対照表を単純に合算すると、親会社による子会社への株式投資と子会社の資本金は二重計上となるので相殺消去される。少数株主持分が存在している場合、子会社における資本金は親会社持分部分のみが消去されることになる。少数株主持分部分は元々子会社の資本金であったことを考えると、資本として残る。ただし、親会社の資本ではないため、それと区別して特別な資本と分類されるという論理構成であると思われる。

Moonitzは、連結財務諸表を考える時、法的にはそれぞれ独立の単位でありながら主として

株式所有を通じての支配による企業集団の経済的実体を示すものであるということを前提としている<sup>(15)</sup>。連結財務諸表は主として親会社の経営陣および株主に企業集団全体に関する情報を提供するために作成されることが考えられる<sup>(16)</sup>。Moonitzは、資本主持分は、資産として定められる価値と負債として定められる価値との差額であると考えている<sup>(17)</sup>。このように考えると、少数株主持分は、連結資産、連結負債、連結資本の大きさの決定に対して影響を与えない<sup>(18)</sup>。連結資本には少数株主持分および親会社持分が含まれることになるが、連結資本における親会社持分の大きさが過大表示されることを防ぐために連結資本のなかで区別して表示するのである<sup>(19)</sup>。

## (2) 負債項目として表示している文献

少数株主持分を負債と考える理由については、親会社の持分を重視する考え方と企業集団内での取引における親会社持分と少数株主持分の異質性から説明される<sup>(20)</sup>。

Finneyは、親会社の持分を重視して少数株主持分を負債に分類していると考えられる。彼は、連結財務諸表について、親会社を中心として考えたときでも、連結集団として考えたときにおいても個別財務諸表より優れていると考えている<sup>(21)</sup>。親会社の拡張と考えれば、個別財務諸表より、豊富な情報を提供し、企業集団という観点から考えれば、外部との取引の実体をよりよく反映するものとして連結財務諸表はみなされる。

親会社が子会社の株式の全てを所有しないとき、その所有しない株式は外部者の持分であるとし、これらの外部者は子会社の純資産についてその所有する株式の割合に応じた持分を有するので、この外部者への資本（capital liability）は連結貸借対照表に表示しなければならない<sup>(22)</sup>という記述からは、少数株主持分は外部者として考えられ、負債に分類されている<sup>(23)</sup>。

Sunley & Carterは、企業集団内での取引における親会社持分と少数株主持分の異質性に着目して、少数株主持分を負債に分類している。連結集団外の利害関係者との取引において、その集団の利益を追求するという意味で、少数株主と支配株主の持分は同一的な意味を持つ。しかし連結集団内の取引においては、これら2つの持分の意味は異なる。

例えば、市場価格を一定として、子会社によって親会社に商品が販売されたとすると、支配株主の利益が大きくなる程、少数株主の利益は小さくなる<sup>(24)</sup>。親会社の利益を大きくするには、子会社の販売価格を低く設定することによって親会社は販売において利益をあげることができる。

この観点から考えると、少数株主は債権者と類似していると考えられる<sup>(25)</sup>。債権者は債務者が経済的に成功することによって債権が保証されるが、債権者は自己の利益を犠牲にしてまでも債務者の繁栄を望まない。少数株主持分は子会社における株主持分であり、連結集団に帰属するものではない。連結集団の子会社における少数株主持分は、債権者の持分と同じであると考えられるため、連結集団の負債としてみなされる。子会社の純資産における多数派持分は除去され、少数株主持分は特有の項目（a peculiar and distinctive item）として連結貸借対照表に計上される<sup>(26)</sup>。

### (3) 中間項目として表示している文献

少数株主の説明および連結貸借対照表の作成方法に着目して中間項目とするものもある<sup>(27)</sup>。

Bedfordたちによれば、子会社の財務諸表に計上されている資本を基礎として少数株主持分は測定される<sup>(28)</sup>。連結財務諸表は子会社の資産、負債、資本、収益、費用についての詳細を示さないで、少数株主は子会社の個別財務諸表でそれらを確認する必要がある<sup>(29)</sup>。連結財務諸表の作成方法では、親会社の持分についての消去が必要であるということを重視し、子会社の資本のうち少数株主持分部分は連結貸借対照表において少数株主持分と表示することになるが、親会社の資本より上に表示されるとなっているだけで何故そのようなことになるのかについて詳細は書かれていない。ただし、少数株主の説明および連結貸借対照表の作成方法に関する説明より、少数株主持分部分を親会社の帰属にはいけないために少数株主持分という項目をたてており、連結で考えたとき資本とは考えられないため中間項目として表示していると考えられる。

## II 連結会計に関する会計処理の発展

### 1 2つの企業集団の捉え方

#### (1) Finneyの企業集団の捉え方

連結財務諸表に関する文献は、1900年代から見られるが、その多くは連結財務諸表の必要性や作成方法について論じている<sup>(30)</sup>。企業集団の捉え方は大きく2つあると考えられることを示した初期の文献として、Finneyの*Consolidated Statements: For Holding Company and Subsidiaries*をあげることができる<sup>(31)</sup>。企業集団の捉え方の1つは「親会社と区別して子会社を独立の事業体とみなす考え方<sup>(32)</sup>」であり、もう1つは「親会社と子会社をある1つの組織体そのものとみなす考え方<sup>(33)</sup>」である。

この違いは企業集団に対する認識だけでなく、連結貸借対照表に対する考え方にも及ぶ。「親会社と区別して子会社を独立の事業体とみなす考え方」の場合には、連結貸借対照表は、持株会社の支配下にあるすべての資産、それら資産から支払われることとなるすべての負債、そして持株会社の資本を示すために、それらを投資勘定としてのみ表示する個別貸借対照表よりも持株会社の財政状態についてより十分に表示することになると説明し、連結貸借対照表は持株会社の財政状態を表すことが目的とされる<sup>(34)</sup>。この考え方によれば、子会社投資勘定が子会社の資産および負債へ置き換えられて作成されることが考えられる。

それに対して、「親会社と子会社をある1つの組織体そのものとみなす考え方」の場合には、連結貸借対照表は、子会社のすべての資産および負債を結合し、投資家の手にあるすべての発行済株式を示し、かつ連結集団内の会社間取引を表示しないので、連結集団と企業集団外部との間の関わりから生じる財政状態を示すことになると説明し、連結貸借対照表は関連会社群の財政状態に関する全体像を提供することが目的とされる<sup>(35)</sup>。この考え方によれば、持株会社の資産および負債と子会社のそれらとの統合によって作成されることが考えられる。

## (2) Danielsの企業集団の捉え方

Finneyの示した2つの考え方と同様のものとして、Danielsの*Corporation Financial Statements*がある<sup>(36)</sup>。彼は、研究者は指摘していないが、一般的に連結財務諸表には2つの見方があると記し、その内容を説明している<sup>(37)</sup>。彼は、その1つを「結合的観点(combined viewpoint)」と呼び、もう1つを「親会社の観点(majority interest viewpoint)」と呼んでいる<sup>(38)</sup>。「親会社の観点」はFinneyの「親会社と区別して子会社を独立の事業体とみなす考え方」に対応し、「結合的観点」はFinneyの「親会社と子会社をある1つの組織体そのものとみなす考え方」に対応する。

Danielsは、2つの企業集団の捉え方は少数株主持分の表示および連結純利益計算にも影響を及ぼすと説明する<sup>(39)</sup>。「親会社の観点」によれば、少数株主持分は負債として扱われ、連結利益計算において子会社の利益の内少数株主相当額は控除項目としてすなわち費用として扱われる。

「結合的観点」では、少数株主持分は連結財務諸表上の株主持分として扱われ、連結利益計算において子会社の利益の内少数株主相当額は控除項目として扱われず配当として分配される。

## (3) Childsの企業集団の捉え方

Childsの著書においても、企業集団には2つの考え方があることが示されている<sup>(40)</sup>。それは、FinneyやDanielsの主張と同様であり、「法的実体観(legal entity point of view)」、「経済的実体観(economic entity point of view)」と呼ばれている<sup>(41)</sup>。

「法的実体観」に基づく連結財務諸表は、持株会社の株主持分のために作成される。この点に着目する限り、連結財務諸表は親会社の個別財務諸表と相違なく、したがって親会社の個別財務諸表の拡張ないし代替表としてみなされる。一方、「経済的実体観」に基づく連結財務諸表は、経済的実体と呼ばれる企業グループ全体の資産、持分、純利益の表示を目的とし、それゆえに経済実体の報告書とみなされる。

少数株主持分についての会計処理方法は2通りあると記されているが、その説明の際には、「法的実体観」および「経済的実体観」に基づかずに、「多数派持分の観点(majority interest point of view)」と「統合した観点(combined point of view)」の2つから説明を行っている<sup>(42)</sup>。

「法的実体観」は「多数派持分の観点」と「経済的実体観」は「統合した観点」と整合する<sup>(43)</sup>。「多数派持分の観点」では、親会社の持分が重視されるので、少数株主持分は「会計においてすっきりしないもの(an accounting misfit)」と考えられ、疑似負債として引当金と資本の間に表示される。「統合した観点」では、親会社持分と同様に少数株主持分も持分としてみなされるので、連結資本のなかに含まれる。

## (4) Lorigの企業集団の捉え方

1964年のLorigの論文では、会計主体論には、「所有主概念(proprietary concepts)」と「実体概念(entity concepts)」という対立する考え方があることが示されている<sup>(44)</sup>。「所有主

概念」とは、株主のみが企業の持分として考えられる<sup>(45)</sup>。「実体概念」とは、株主だけでなく債権者も持分として考えられる<sup>(46)</sup>。これらの考え方に基づいて連結会計を考えると、「親会社と子会社は各々1つの独立した経済的実体としてみなされるか否か」、「親会社は子会社の損益を株式所有割合に応じて記録するか」、「連結納税が認められるか」という点において差異が生じることが示されている。

## 2 連結基礎概念が会計処理に与える影響

### (1) Moonitzの考え方

1944年に発行されたMoonitzの著書（邦訳『連結財務諸表論』（原著 *The Entity Theory of Consolidated Statements*））では、「企業集団の経済的一体性（economic unity of a holding company group）」という前提が掲げられ、その前提を基にして包括的な連結財務諸表の作成が導かれることが示されている。

「親会社集団の経済的一体性」とは、株式所有を通じた親子会社関係の成立と吸収合併や新設合併は同じような効果があるため、連結財務諸表は経済的に一体をなすものとして企業集団の財政状態および経営成績を表すべきであるというものであり<sup>(47)</sup>、Finneyの「親会社と子会社をある1つの組織体そのものとみなす考え方」、Danielsの「結合的観点」、Childの「経済的実体観」、Lorigの「実体概念」に相当する。

Moonitzは、経済的一体性を前提とするために、連結資本および連結純利益は企業集団の資本、企業集団の利益と考えている<sup>(48)</sup>。ただし、連結資本および連結純利益の配分を考えると、親会社持分と少数株主持分の違いを無視することはできないと考える<sup>(49)</sup>。なぜかという、経済的単一性を前提としているが、連結財務諸表は主として親会社の経営陣、債権者、株主のために作成されると考えられるからである<sup>(50)</sup>。それゆえ、少数株主持分も連結資本の一部であると考え、連結資本における親会社持分の大きさが過大表示されることを防ぐために連結資本のなかで区別して表示される。

首尾一貫した連結手続を組み立てていく上で、少数株主持分に関連する会計処理として、子会社株式取得時におけるのれんの評価方法と連結会社間取引における未実現利益の消去が指摘されている<sup>(51)</sup>。

子会社株式取得の原価と、当該株式取得日における子会社資本勘定における取得株式に対応する部分の簿価との間に金額の開きがある場合がある。この差額について、Moonitzは交換価値の考え方から説明する<sup>(52)</sup>。つまり、子会社にはその簿価以上の値打ちが元々存在していたと考えられ、親会社の投資の大きさが変化するにつれて増減するというものではない。交換価値を測定する尺度として、親会社の子会社に対する持分比率と購入価格が利用できる。親会社の購入価格を親会社の子会社に対する持分比率で除すると、子会社の交換価値が算定される。子会社の交換価値から子会社の資本勘定の総額を控除すればのれんが算定される。

連結財務諸表は多くの法律的単位からなる企業実体の会計投影図であるという考え方では、

連結集団内の取引において、連結集団外部の会計主体との間に契約が結ばれるまでは、販売はまだ行われたものとは考えられない。つまり、連結の範囲内部の単位間で振替が行われたというだけでは、損益が実現したとは考えないのである。その結果、連結会社間取引における未実現利益は親会社持分および少数株主持分においても消去されることになる。連結資本と連結純利益の配分においては、親会社持分および少数株主持分の割合が重要となる<sup>(53)</sup>。

## (2) Griffin, Williams, & Welschの考え方

1966年に公刊されたGriffinたちの著書においても、企業集団の捉え方には2つあることが示されている。企業集団の捉え方として、親会社の株主の重要性を強調した「資本主理論(proprietary theory)」と株主や債権者という様々な権利者は分解不可能な持分を有する中で企業の全ての資源は一体をなすという「実体理論(entity theory)」がある<sup>(54)</sup>。

彼らは、Moonitzが提唱した「実体理論」に依拠し、一連の包括的な会計処理、すなわち子会社株式取得時ののれんの計算方法、連結会社間取引における未実現利益の消去に関する計算方法、連結会社間保有社債における社債発行差額の未償却残高、少数株主持分の貸借対照表表示、連結利益の計算方法といった差異が生まれる会計処理について説明している<sup>(55)</sup>。

子会社取得時に時価と簿価の差額が生じる時、会計実務では、親会社に該当する部分だけの差額を明示することが通例であるが、「実体理論」では、親会社持分だけでなく、少数株主持分の金額をも含めた全ての差額を明示すべきであるという。連結会社間取引における未実現利益の消去についても、親会社持分と少数株主持分を含めた利益を消去することになる。額面で償還する社債の未償却残高について、その購入取引は自己の社債を購入するということを意味するので、損益は認識されない。また、少数株主持分の貸借対照表表示と連結利益の計算についても述べられている。

## (3) Bedford, Perry, & Wyattの考え方

1967年に公刊されたBedfordたちによる*Advanced Accounting: an Organizational Approach*の第二版では、親会社の株主の観点から連結財務諸表を作成するという「資本主理論(proprietary theory)」と、企業グループのトップ・マネジメントの支配下にある全ての資源の観点から、全ての連結会社の全ての株主の利用のために連結財務諸表を作成するという「実体理論(entity theory)」があることが述べられている<sup>(56)</sup>。

これらの違いはのれんの評価に影響を及ぼす<sup>(57)</sup>。親会社が子会社の簿価とは異なる金額で子会社を購入するとき、その差額はのれんとなる。このとき、親会社持分に対しては同様の扱いがなされるが、少数株主持分該当部分において会計処理が異なる。「資本主理論」では、少数株主持分は簿価評価されるが、「実体理論」では少数株主持分も時価評価され差額はのれんとなる。この結果、連結貸借対照表も異なる表示となる。

#### (4) Mulcahyの考え方

1972年にMulcahyは、これまでの論者と同様に、連結財務諸表の性質に関する一般的な概念として、「親会社拡張概念 (the parent company extension concept)」と「実体概念 (the entity concept)」という2つの概念があることを示している<sup>(58)</sup>。Mulcahyは、企業グループの認識が連結財務諸表の性質に影響を与え、少数株主持分の性質の違いを生み出し、連結財務諸表の作成手続に影響を与えるという論理構成をとっている。

「親会社拡張概念」では、連結財務諸表を親会社財務諸表の拡張と考え、親会社による子会社投資勘定が当該投資の基礎である個々の資産や負債に置き換えられる<sup>(59)</sup>。子会社の少数株主は外部者とみなされ、彼らの権利や持分は債権者請求権のそれと同様に捉えられる<sup>(60)</sup>。連結資本は、親会社の資本と連結子会社の資本における親会社所有部分からなると考えられる。「実体概念」では、連結財務諸表を親会社株主持分と少数株主持分という2種類の所有主持分から構成される経済的実体として捉え、両持分は区別されることなく同様に扱われる。経済的実体は株式所有に由来する共通の支配から生じる関係である子会社を含むと考えられる。子会社が新しく拡大された実体と考えられるとき、少数株主持分も資本の一部と考えられる。

これら2つの概念は少数株主持分の取扱いおよびそれに関連する会計処理に対し影響を及ぼし、違いが生まれることが示されている<sup>(61)</sup>。それは、少数株主持分の連結貸借対照表上の表示、少数株主損益の連結純利益計算上の分類、少数株主持分の評価、連結会社間取引における未実現利益の消去である<sup>(62)</sup>。

「親会社拡張概念」では、少数株主持分は、連結貸借対照表上、負債ないし負債と株主持分の間接項目として表示され、連結純利益計算上において、少数株主持分に対応する損益すなわち少数株主損益は、純利益を求める際に控除され、純利益を構成しない<sup>(63)</sup>。また、識別可能純資産をすべて公正価値で評価し、投資原価と識別可能純資産の公正価値との差額をのれんとして扱うという考え方では少数株主持分も公正価値で評価されるが、識別可能純資産のうち親会社株主持分に帰属する部分のみ公正価値で評価し、投資原価と当該純資産のうちかかる持分に帰属する公正価値との差額をのれんとして扱うという考え方では少数株主持分は原価で評価される<sup>(64)</sup>。連結会社間取引における未実現利益の消去については、会社間損益のうち親会社株主持分に帰属する部分のみを消去する方法と損益を全部消去するものの全額を親会社株主持分に負担させる方法の2つの会計処理方法が考えられている<sup>(65)</sup>。

「実体概念」では、少数株主持分は、連結貸借対照表上、株主持分として表示され、連結損益計算において、少数株主持分に対応する損益すなわち少数株主損益も、純利益に含まれる。少数株主持分の評価は、のれんを含めた純資産の公正価値に所有割合をかけることによって算出される<sup>(66)</sup>。連結会社間取引における未実現利益の消去について、当該損益を全部消去し、親会社株主持分と少数株主持分との間で比例的に負担する。

#### (5) Accountants International Study Groupの考え方



会計士国際スタディ・グループ（Accountants International Study Group:以下AISGと記す）は、連結財務諸表に関わる研究報告書を公表している<sup>(67)</sup>。AISGでもまた、連結財務諸表を作成するための2つの一般的な概念があるとし、「親会社概念（parent company concept）」と「実体概念（entity concept）」との対比という形で、企業集団に対する考え方の相違が連結財務諸表の作成手続を規定するという考え方をとっており、少数株主持分の連結貸借対照表表示、のれんの測定、未実現利益について会計処理方法が異なることが示されている<sup>(68)</sup>。

「親会社概念」は、連結財務諸表を親会社財務諸表の拡張としてみている。そのため、親会社の財務諸表上表示される子会社等への投資勘定は親会社の投資に基づく個々の資産と負債に取って代わり、子会社は支店のようなものとして考えられる<sup>(69)</sup>。親会社の財務諸表と同様に、連結財務諸表の株主持分は、親会社株主持分である。この概念では、子会社に対する親会社の所有権が部分的である場合に生じる少数株主持分は、親会社の株主グループに関心を寄せることから、連結会計上の株主持分とはされずに負債とみなされる<sup>(70)</sup>。親会社の子会社株式購入価格と親会社取得部分に対応する子会社の純資産額に差額があるとき、その差額は連結貸借対照表に計上される。その差額は親会社に由来するものであるから、少数株主持分については影響を受けない<sup>(71)</sup>。連結会社間取引における未実現利益の消去について、親会社の株式所有割合部分を消去するのであって、少数株主部分は消去されない<sup>(72)</sup>。

「実体概念」では、株式所有割合に応じた共通支配関係からなる関連会社から構成される連結集団の財政状態と経営成績を示すものと連結財務諸表をみなす<sup>(73)</sup>。多数派持分と少数派持分とからなる経済的持分から構成されるものとする。そのため、少数株主持分は親会社株主持分と首尾一貫して取り扱われ、連結実体の株主持分の一部を表す。親会社の子会社を取得する時、子会社の純資産額は公正価値で評価され、親会社の子会社株式購入価格と公正価値で評価される親会社取得部分に対応する子会社の純資産額において差額が計算される<sup>(74)</sup>。少数株主持分部分もグループとしてみなされるといふ意味から公正価値で再評価されることになる<sup>(75)</sup>。連結実体以外との取引のみによって、費用は発生し、収益は実現すると考えられる。そのため、連結会社間取引における未実現利益の消去は全額消去される<sup>(76)</sup>。

#### (6) Baxter & Spinneyの考え方

1975年のBaxter & Spinneyの論文では、「資本主概念（proprietary concept）」、「親会社概念（parent company concept）」、「親会社拡張概念（parent company extension concept）」、「実体概念（entity concept）」という4つの概念が示されている<sup>(77)</sup>。

Baxter&Spinneyは、まず「資本主概念」と「実体概念」が対概念として存在し、「資本主概念」のバリエーションとして、「親会社概念」、「親会社拡張概念」があると考えている<sup>(78)</sup>。ここで、注意しなければならないのは、先に述べられてきた「資本主理論」はBaxter&Spinneyの「親会社概念」、「親会社拡張概念」に対応するものであって、Baxter&Spinneyの「資本主概念」とはその意味内容が異なるということである。

少数株主持分が存在するとき、少数株主持分の表示、子会社の資産および負債の測定、のれんの評価、連結会社間取引における未実現利益の消去において違いが生じる<sup>(79)</sup>。

#### ①資本主概念 (proprietary concept)

「資本主概念」は、企業の所有者を最も重視する考え方であるため、連結財務諸表において子会社の資産、負債、純利益等のうち彼らに帰属する部分のみを報告する<sup>(80)</sup>。このような概念の下では、企業所有者とは親会社の株主のことを意味し、少数株主は所有者とは異なる外部の利害関係者と考えられる。その結果、資産等のうち少数株主に帰属する部分、子会社の純資産に対する少数株主の比例的持分、子会社の純利益のうち少数株主に帰属する部分は、連結財務諸表上反映されない<sup>(81)</sup>。このことは、子会社の財務諸表において、親会社の株式所有割合に対応する金額だけが必要となることを意味する。

この考え方からは以下のことが導かれる<sup>(82)</sup>。子会社における少数株主持分は親会社の持分ではないため、少数株主持分に相当する金額は連結財務諸表に表示されない<sup>(83)</sup>。子会社の識別可能資産および負債は、その公正価値のうち親会社株主持分に帰属する部分のみが報告され、親会社の子会社に対する投資原価と子会社の識別可能純資産に関わる公正価値のうちの親会社株主持分との差額が、のれんとして取り扱われることになる<sup>(84)</sup>。また、連結会社間において取引が行われる場合には、当該取引から生じる損益のうち親会社株主に帰属する部分のみが消去される<sup>(85)</sup>。少数株主持分を連結実体の外部持分とみなしているため、会社間損益のうち少数株主持分に帰属する損益は、外部利害関係者との取引を通じて実現したと認識される。

#### ②親会社概念 (parent company concept)

「親会社概念」では、親会社は子会社の資産、負債を所有しないが、包括的な請求権 (undivided interest) は所有しており、これは親会社持分と少数株主持分の間で分解できないと考えるという前提を置く<sup>(86)</sup>。このため、少数株主持分は連結貸借対照表に表示されることになる。連結財務諸表は主に親会社株主に対して作成されるものであり、親会社株主持分が連結実体の株主持分になると考えられる<sup>(87)</sup>。少数株主持分は「資本主概念」の場合と同様に、所有者グループ外の持分と考えられる。それゆえ、「親会社概念」から導出される表示および会計処理は、両持分間で明確に区別された取扱いとなり、親会社は子会社における株式所有割合に応じた資産、負債、純資産を所有していると考えられる「資本主概念」とは異なる。

子会社の資産および負債の評価において、当該資産等は、少数株主持分部分は子会社がそれらを取得した際の取得原価で評価され、親会社持分部分は識別可能純資産の公正価値で評価される<sup>(88)</sup>。のれんは、親会社の子会社に対する投資原価と子会社の識別可能純資産における公正価値のうち親会社株主に帰属する部分との差額として測定される<sup>(89)</sup>。連結会社間取引における未実現利益の消去について、親会社株主持分のみが消去される<sup>(90)</sup>。

#### ③親会社拡張概念 (parent company extension concept)

「親会社拡張概念」は、連結上の資産、負債、少数株主持分の測定過程を拡張することによって「実体概念」を取り入れようとする「親会社概念」のバリエーションである。従って、連

結財務諸表は親会社の株主に対して作成され、親会社株主持分が連結実体の株主持分であり、少数株主持分は所有者グループ外の持分として扱われる。親会社概念からの乖離は、資産等の測定に起因している。したがって、資産等の測定、会社間取引の消去、少数株主持分の測定という3つの点で「親会社概念」の下で導き出される連結手続とは異なる<sup>(91)</sup>。

親会社の子会社の所有権を部分的であれ、全部であれ購入する限りにおいて、その投資活動により子会社の識別可能資産等がその公正価値で継承されるのであるから、連結財務諸表上、当該資産等は公正価値で測定されるべきであるとされる<sup>(92)</sup>。また、ある資産が企業グループ内で取引される場合には、当該資産は財務諸表上、歴史的原価で報告されるべきであり、かつ当該取引は第三者取引とはみなされないことから、会社間取引の全部消去が提唱される。以上2つの手続はともに、企業グループの観点における資産等の測定という側面に着目したものである。

資産等の測定という観点から親会社株主持分と少数株主持分との間で同様の取扱いが要求される結果、少数株主持分は連結貸借対照表において、子会社が取得された時点における子会社の識別可能純資産の公正価値に基づいて算定される。Baxter&Spinneyは確たる根拠を提示しないのであるが、連結貸借対照表上、負債と株主項目の中間項目に表示する。なお、その他の部分、例えば連結のれんの扱いや連結純利益の算定における少数株主に帰属する利益等の取扱いについては、親会社概念と同様の論理が展開されている。

#### ④実体概念 (entity concept)

「実体概念」では、連結財務諸表は経済的実体の観点から作成されることが要求されるため、他の3概念とは異なり、親会社株主持分と少数株主持分とを同じように扱う。それゆえ、実体概念から論理的に導き出される連結手続は、2種類の持分の間で区別されない<sup>(93)</sup>。そして、これらの考え方は、のれんの計算や未実現利益といった他の会計処理にも影響を及ぼすことが示されている。親会社持分と少数株主持分を区別しないため、全てを時価評価した金額と帳簿価額の差額がのれんとして計上される<sup>(94)</sup>。連結会社間取引における取引は内部取引と考えられるので、未実現利益は全額消去される<sup>(95)</sup>。

#### (7) Financial Accounting Standards Boardの討議資料

1992年のFinancial Accounting Standards Board (以下、FASBとする)の討議資料は、「資本主概念 (proportionate consolidation concept)」、「親会社概念 (parent company concept)」、「経済的単一体概念 (economic unit concept)」という3つの連結基礎概念を提示して<sup>(96)</sup>。FASBの分類は、Baxter & Spinneyの考え方と類似している。「資本主概念 (proportionate consolidation concept)」はBaxter & Spinneyの「資本主概念 (proprietary concept)」に対応し、「親会社概念 (parent company concept)」はBaxter & Spinneyの「親会社概念 (parent company concept)」および「親会社拡張概念 (parent company extension concept)」に対応し、「経済的単一体概念 (economic unit concept)」はBaxter & Spinneyの「実体概念 (entity concept)」に対応する。これらは、同じ株主集団、親会社

の株主に対して連結財務諸表を作成しているという点では、同じである<sup>(97)</sup>。

「親会社概念」および「資本主概念」は、親会社の株主の持分を強調し、連結財務諸表は親会社と子会社の純資産のうちの親会社持分を反映したものである<sup>(98)</sup>。「経済的単一体概念」とは、単一の組織体としてのコントロールを強調し、1つのユニットとして機能する親会社と子会社の法的実体集団の情報を提供することを意図する<sup>(99)</sup>。

「親会社概念」と「経済的単一体概念」では、少数株主持分が存在するとき、連結財務諸表には違いが生じる<sup>(100)</sup>。その違いが生じるのは、少数株主持分の貸借対照表表示、連結利益、内部取引における未実現利益の消去、子会社取得日における子会社の識別可能資産および負債に対する評価方法、子会社取得日におけるのれんの評価方法である。

#### ①資本主概念 (proportionate consolidation concept)

「資本主概念」の考え方では、連結財務諸表は子会社の資産・負債・収益・費用のうち、親会社の比例的持分割合のみが親会社の財務諸表に加えられる<sup>(101)</sup>。それゆえ、親会社の比例的持分割合を計算するとき、少数株主持分の金額は必要となる。

#### ②親会社概念 (parent company concept)

「親会社概念」では、親会社は少数株主持分に対して返済すべき義務を負わないため少数株主持分は負債ではなく、資本とも考えられないため、その分類は明瞭ではないが資本としては扱われない<sup>(102)</sup>。連結純利益は親会社持分の投資者によって提供された資本に帰属する利益を意味するので、少数株主に帰属する利益は連結利益に含まれない<sup>(103)</sup>。

親会社と子会社あるいは同じ親会社の支配下にある2つの子会社の間での取引を意味する内部取引について、親子会社間の取引は、連結において消去すべき内部移転と親会社と子会社の少数株主の交換取引と考えるのに対し、少数株主持分に該当する部分は内部取引とは考えられないため損益が認識される<sup>(104)</sup>。

子会社取得日における子会社の識別可能資産および負債に対する評価方法について、支配権獲得日の公正価値における親会社の比例的持分にもし存在すれば少数株主の比例的持分に対応する子会社の帳簿価額を加えた識別可能な資産と負債が連結に含まれるという記述から子会社の評価方法は親会社持分については時価、少数株主持分については簿価で評価される<sup>(105)</sup>。のれんは親会社が子会社取得に要した金額と子会社の識別可能な資産と負債の純公正価値における親会社の比例的持分の間差額を等しくする金額と考えられている<sup>(106)</sup>。

#### ③経済的単一体概念 (economic unit concept)

「経済的単一体概念」では、少数株主持分は、所有主持分の一部と考えられる<sup>(107)</sup>。連結純利益は親会社のマネジメントによってコントロールされた全ての純資産によって得られた利益を意味する。このため、連結純利益は親会社の損益計算書において報告されるものとは異なる。少数株主に帰属する利益は連結利益に含まれる<sup>(108)</sup>。

内部取引について、それはエンティティの2つの要素間において資産が動くという内部の移転と考えられる。収益の認識に対する通常の慣習やそれに関連した資産の増加あるいは負債の

減少に基づけば、外部のエンティティとの取引を通じて実現するまで、その取引に基づく損益は未実現と考えられる<sup>(109)</sup>。それ故、全ての内部取引は連結財務諸表作成において消去される。

子会社取得日における子会社の識別可能資産および負債に対する評価方法について、支配権獲得日の公正価値によって評価される。ここで、子会社の資産・負債の評価方法は少数株主持分を簿価評価するか時価評価するかという点で違いが生じる。獲得日におけるのれんの認識には2つの解釈が考えられる。1つは、連結財務諸表において獲得日において親会社によって購入されたのれんの金額だけを認識するという方法であり、支配権獲得日における親会社の子会社取得費用と子会社の識別可能な純資産の公正価値における親会社の持分割合の差額である。結果として、その解釈では少数株主持分に相当するのれんは認識されない。もう1つの解釈は、子会社の全てののれんを認識する方法である。評価は全ての子会社の公正価値によって行われ、子会社の査定額と識別可能な資産と負債の公正価値の差額がのれんとして計上される。後者の考え方のほうが、「経済的単一体概念」の考え方において適合すると考えられている<sup>(110)</sup>。

### Ⅲおわりに

少数株主持分の表示を巡る問題、つまり負債項目、中間項目、資本項目のいずれとして表示すべきであるかということについて、研究者や実務家たちによって、その主張や説明がわかれていた。全体的な傾向として、1900年代初頭では、少数株主持分を負債と考える論者もいたが、1960年代以降、少数株主持分を資本項目あるいは中間項目とする論者が主流であった。

連結財務諸表を作成するための基本的な考え方として連結基礎概念がある。初期の文献においては、連結基礎概念は親会社の株主を重視する考え方と連結集団を1つの実体とする考え方の大きく2つに集約されることは共通していたが、企業集団の考え方の違いが包括的な作成手続に影響を与えるという点までは考えられていなかった。Moonitzの著作が出版されて以降、企業集団の捉え方が、包括的な作成手続にまで影響を及ぼすという考え方が広がった。その違いが生じるのは少数株主持分に関わる会計処理に由来し、具体的には、子会社の資産評価、のれんの評価、連結会社間取引における未実現利益の消去があげられる。

### 注

(1)武田隆二『連結財務諸表』国元書房、1977年、高須教夫『アメリカ連結会計論』森山書店、1992年、山地範明『連結会計の生成と発展』中央経済社、2000年、川本淳『連結会計基準論』森山書店、2002年。

(2)小形健介「連結基礎概念の意義に関する史的アプローチ—その生成から確立まで—」『長崎県立大学論集』第38巻第3号、2004年、71-93頁、小形健介「連結基礎概念展開の帰結—Baxter=Spinneyの親会社拡張概念に焦点を当てて—」『長崎県立大学論集』第38巻第4号、2004年、101-119頁。

(3)山地範明、前掲書10頁。

(4)Walker, R. G., *Consolidated Statements*, New York, 1978, p.270.

- (5)山地範明「米国連結会計の生成に関する史的考察」『関西学院商学研究』23巻、1987年、135頁。
- (6)Newlove, G. H., *Consolidated Statements*, New York, 1948, pp.48-51.
- (7)Lauderdale, F. Jr., *The Accounting Status of Minority Shareholders in Consolidated Financial Statements*, Michigan, 1966, pp.57-61.
- (8) Mano, R. M. *Minority Interests in Consolidated Balance Sheets*, Michigan, 1978, pp.34-36.
- (9) *Ibid.* , p.35.
- (10) Rosenfield, P. versus Rubin, S., “Minority Interest: Opposing Views,” *Journal of Accountancy*, 1986, pp.78-89.
- (11) Lauderdale, F. Jr., *op. cit.*, pp.57-61.およびMano, R. M., *op.cit.*, pp.34-36.
- (12) Rosenfield, P. versus Rubin, S., *op.cit.*, pp.78-89.
- (13) Rorem, C. R., *Accounting Method*, Chicago, 1928. および Moonitz, M., *The Entity Theory of Consolidated Statements*, Brooklyn, 1951. (邦訳 片野一郎監訳白鳥庄之助訳注『ムーニッツ連結財務諸表論』同文館、1964年)。
- (14) Rorem, C. R., *op.cit.*, p.440.
- (15) Moonitz, M., *op.cit.*, p.12. (前掲書、30頁)。
- (16) *Ibid.* p.17. (同書、38頁)。
- (17) *Ibid.* p.17. (同書、38頁)。
- (18) *Ibid.* p.76. (同書、148頁)。
- (19) *Ibid.* p.78. (同書、154頁)。
- (20) Finney, H. A., *Consolidated Statements: for Holding Company and Subsidiaries*, New York, 1924.およびSunley, W. T. & Carter, W. J. *Corporation Accounting*, revised edition, New York, 1944.
- (21) Finney, H. A., *op.cit.*, p.12.
- (22) *Ibid.* p.20.
- (23) *Ibid.* p.20.
- 第4章では、少数株主持分についての説明が行われている。第一節において、Minority interest an outside liabilityと記されていること、外部者の持分と記載があることから負債に分類していると思われる。ただし、連結貸借対照表の例示においては貸方の区別がなされていない。
- (24) Sunley, W. T. & Carter, W. J. ,*Corporation Accounting*, revised edition, New York, 1944, p.361.
- (25) *Ibid.* p.361.
- (26) *Ibid.* p.361
- (27) Bedford, N.M., Perry, K. W., & Wyatt, A. R., *Advanced Accounting: an Organizational Approach*, Second Edition, New York & London, 1967. およびCopeland, R., Crumbley, D. L., Wojdak, J. F., *Advanced Accounting*, New York, 1971.
- (28) Bedford, N.M., Perry, K. W., Wyatt, A. R., *op.cit.* p.483.
- (29) *Ibid.* p.237.

- (30) 例えば、Lybrand, W.M., “The Accounting of Industrial Enterprises” , *The Journal of Accountancy*, Vol.7, pp.32-40, 1908. Lybrand, W.M., “The Accounting of Industrial Enterprises Part II” , *The Journal of Accountancy*, Vol.7, pp.224-236, 1908. Lybrand, W.M., “The Accounting of Industrial Enterprises Part III” , *The Journal of Accountancy*, Vol.7, pp.111-121, 1909. Freeman, H. C., “The Statement of Accountants of Holding Companies” , *The Journal of Accountancy*, Vol. 18, pp.158-159, 1914., Bennett, R. J., *Corporation Accounting*, New York, 1917. Dickinson, A. L., “The profit of a Corporation” , *The Incorporated Accountants’ Journal*, Vol.49, pp.34-40, 1904.
- (31) 初期の文献として、Finney, H. A., *op.cit.*をあげることができる。Walkerによって、「連結財務諸表の目的に関する見解の対立を最初に認識した」と記されている(Walker, R. G., *op.cit.*, p.215)。連結財務諸表の目的を論じる際に、企業集団の財政状態の表示において個々の個別貸借対照表では不十分である理由を説明するにあたって、2つの企業グループに対する考え方を示している。
- (32) 原文では、the several companies as separate corporationsと記されている。Finney, H. A., *op.cit.*, p.11.
- (33) 原文では、the related companies as a single organizationと記されている。*Ibid*, p.11.
- (34) *Ibid*, p.12
- (35) *Ibid*, p.12
- (36) Daniels, M. B., *Corporation Financial Statements*, New York, 1934.
- (37) *Ibid*, pp.105-106.
- (38) 「持株会社の観点(holding company viewpoint)」は「親会社の観点 (majority interest viewpoint) 」とも呼ばれている。*Ibid*, p.106.
- (39) ただし、実務上、少数株主持分の表示は2つの観点とは異なる「妥協の観点 (compromise view) 」が利用されていることを示している。この時、少数株主持分は資本あるいは負債と分類されるのではなく、資本と負債の間に中間項目として表示される。ここでも、実務上、2つの観点とは異なる「中間の観点 (intermediate view) 」が利用されていることを示している。ボトムラインは親会社に対応する純利益であるが、子会社における少数株主持分相当額を控除する前の純利益を表示してから子会社における少数株主持分相当額を控除するというように内訳表がなされている。*Ibid*, pp.111-112.
- (40) Childs, W. H., *Consolidated Financial Statements: Principles and Procedures*, New York, 1949, p.47.連結財務諸表の報告対象たる企業グループには2つの異なった捉え方が存在しているため、会計専門家の間で見解の相違が生じ、連結財務諸表の作成に影響を及ぼす結果となっている。
- (41) *Ibid*, p.49-50. Childsは、法的持分に着目して検討するとき、第1の「法的実体観 (legal entity point of view) 」を「財務単位の見方 (financial unit point of view) 」と、そして第2の「経済的実体観 (economic entity point of view) 」を「運営単位の見方 (operational unit point of view) 」と呼んでいる。
- (42) *Ibid*, pp.54-55.そして、第3の考えとして、少数株主持分が小さい時は疑似負債として、大きいときは連結資本として扱うという考え方があることを記している。

- (43) *Ibid*, p.58.
- (44) Lorig, A. N., "Some Basic Concepts of Accounting and Their Implications," *Accounting Review*, Vol.39, No.3, 1964, pp.563-573.
- (45) *Ibid*, p.565.
- (46) *Ibid*, p.566.
- (47) Moonitz, M., *op.cit*, p.12. (前掲書、30-31頁)。
- (48) *Ibid*, p.78. (同書、154頁)。
- (49) *Ibid*, p.76. (同書、149頁)。
- (50) *Ibid*, p.78. (同書、154頁)。
- (51) *Ibid*, p.76. (同書、148頁)。
- (52) *Ibid*, p.56. (同書、108頁)。
- (53) *Ibid*, p.70. (同書、138頁)。
- (54) Griffin, C. H., Williams, T. H., Welsch, G. A., *Advanced Accounting*, Illinois, 1966, p.526.
- (55) *Ibid*, p.526.
- (56) Bedford, N. M., Perry, K. W. & Wyatt, A. R., *Advanced Accounting: an Organizational Approach*, second edition, New York, 1967, pp.255-256.
- (57) *Ibid*, pp.255-256.
- (58) Mulcahy, G., "Consolidation practices," *Canadian Chartered Accountant*, Vol.100, No.6, 1972, p.54.
- (59) *Ibid*, p.54.
- (60) *Ibid*, p.54.
- (61) *Ibid*, pp.52-55.
- (62) *Ibid*, p.54.
- (63) *Ibid*, p.54.
- (64) *Ibid*, p.54.
- (65) *Ibid*, p.54.
- (66) *Ibid*, pp.54-55.
- (67) AISG, *Consolidated Financial Statements*, New York, 1973.
- (68) *Ibid*, paras.23-26.
- (69) *Ibid*, para.24.
- (70) *Ibid*, para.24.
- (71) *Ibid*, para.24.
- (72) *Ibid*, para.24.
- (73) *Ibid*, para.25.
- (74) *Ibid*, para.25.
- (75) *Ibid*, para.25.



- (76) *Ibid*, para.25.
- (77) Baxter, G. C. & Spinney J. C., "A Closer Look At Consolidated Financial Statement Theory,"  
*CA magazine*, January, Vol.106, No.1, 1975, pp.31-36.
- (78) *Ibid*, p.32.
- (79) *Ibid*, p.32
- (80) *Ibid*, p.32.
- (81) *Ibid*, p.32.
- (82) *Ibid*, p.32.
- (83) *Ibid*, p.32.
- (84) *Ibid*, p.32.
- (85) *Ibid*, p.32.
- (86) *Ibid*, p.32.
- (87) *Ibid*, p.32.
- (88) *Ibid*, p.33.
- (89) *Ibid*, p.33.
- (90) *Ibid*, p.33.
- (91) *Ibid*, p.34.
- (92) *Ibid*, p.34.
- (93) *Ibid*, p.35,
- (94) *Ibid*, p.36.
- (95) *Ibid*, p.36.
- (96) FASB, Discussion Memorandum, *Consolidation Policy and Procedures*, 1992.
- (97) *Ibid*, para.107, para.114.
- (98) *Ibid*, para.64, para.114.
- (99) *Ibid*, para.63.
- (100) *Ibid*, para.66.
- (101) *Ibid*, para.114.
- (102) *Ibid*, par.69.
- (103) *Ibid*, par.64.
- (104) *Ibid*, paras.74-75.
- (105) *Ibid*, para.81.
- (106) *Ibid*, para.81.
- (107) *Ibid*, para.68.
- (108) *Ibid*, para.63.
- (109) *Ibid*, para. 77.

(110) *Ibid*, paras.83-84.

本稿には、科研費（特別研究員奨励費21・5679）による研究成果が含まれている。